

常陸太田市教育委員会定例会（7月）会議録

- 1 日 時 平成27年7月21日（火）午後2時54分
- 2 場 所 市役所 全員協議会室（4階）
- 3 出席委員 委員長 小林 憲男
委員長職務代理者 本多 技研
委員 佐川 美都里
委員 大金 隆子
教育長 中原 一博
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育次長 菊池 武
教育総務課長 江尻 伸彦
指導室長 西連寺 有
指導室 山崎 誠
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 佐藤 芳孝
文化課長 大畠 敬一
スポーツ振興課長 根本康弘
図書館長 金澤 栄
学校給食センター所長 沼田 章
- 6 会議録署名委員 大金 隆子 委員
- 7 議 案
議案第32号 常陸太田市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正について
議案第33号 平成28年度使用小・中学校教科用図書採択について
- 8 その他
- 9 閉 会 （午後3時18分）

委員長	<p>午後2時54分、ただ今から教育委員会7月定例会を開会する。</p> <p>出席委員は全員、欠席委員なし。事務局職員も全員出席。会議録署名委員は大金隆子委員にお願いする。早速、議案に入る。議案第32号「常陸太田市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正について」事務局から説明を願う。</p>
教育次長	<p>それでは、1ページの議案第32号について、説明をいたします。常陸太田市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正について、</p> <p>常陸太田市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように改正するものとする。平成27年7月21日提出。常陸太田市教育委員会 教育長 中原一博。</p> <p>提案の理由でございますが、法人の名称変更に伴い、本要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>3ページにいきまして、本要綱の新旧対照表があります。第3条に補助対象大会とありまして、現行、財団法人日本体育協会とあります。これが、法人名称変更により、改正案にありますとおり、公益財団法人日本体育協会と変わっております。よって、公益財団法人日本体育協会に改めるものであります。附則といたしまして、この告示は、公布の日から施行するとしております。4ページから6ページは本要綱を記載してございます。第4条には補助金交付の対象経費及び額が定められており、対象経費は、交通費及び宿泊費となっております、額は6ページにありますように、開催地区分により異なりますが、全国大会では個人一人あたり15,000円、30,000円、関東大会では5,000円、15,000円となっております。以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？名称の変更ということで異議はないものと思いますがいかがでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>それでは、なければ、議案32号については承認いただいたということといたします。</p> <p>続いて、議案第34号平成28年度使用小・中学校教科用図書採択について、事務局から説明願います。</p>
教育次長	<p>それでは、7ページをご覧ください。議案第33号平成28年度使用小・中学校教科用図書採択について 平成28年度使用の本市小・中学校（通常学級）及び小・中学校特別支援学級（知的障害）用教科用図書は、茨城県第1採択地区教科用図書選定協議会の選定した次の教科用図書を採択するものとする。平成27年7月21日提出。常陸太田市教育委員会</p>

	<p>教育長 中原一博。提案理由といたしまして、平成28年度使用の本市小・中学校教科用図書を採択するものであります。次の8ページからは詳細の内容になっております。この内容につきましては、指導室山崎指導主事より説明いたします。</p>
<p>指導主事</p>	<p>まず、8ページですが、小学校の通常学級の教科用図書の選定結果でありまして、継続採択のものであります。昨年度小学校については採択しておりまして、昨年採択以後4年間継続して使用するもので、昨年度と同じ教科用図書の内容となっております。種目の欄をご覧くださいますと、国、社、算、理、生活、音楽、図画工作、家庭、保健の9種類でございます。細かくは国語が国語と書写、社会が社会と地図に区分され、11種類でございます。表の右側教科書番号ですが、表中斜線があるところについては教科書はありません。また2学年にまたがって記載のあるところ、例えば社会の3年と4年については2学年、2年間で1冊の教科書を使うこととなります。</p> <p>続いて9ページの中学校であります。こちらは今年度27年度採択替えとなり、茨城県第1採択地区、県北4市からなる選定協議会で決まったものがこちらの資料のとおりとなっております。種目は9種目、細かくみますと16種目あります。</p> <p>次の10ページ以降につきましては、特別支援学級の知的障害用の採択結果となっております。これは通常学級とはまた違い、知的障害学級に在籍するその子にあった教科書が選べるようにと、特別に検定教科書以外の図書を選んでいるものであります。表を見ていただくと、検下という表記があり、これは検定本ではありませんが、一つ下の学年の教科書を表しています。また星印の表記がありますが、これは文部科学省が著作した教科書を意味しているものであります。通常星本と言われ、内容的には非常に易しく作られている教科書となっております。一般とありますのが一般図書で、本屋さんで売っているような図書であります。通常の教科書では知的に学習が難しい場合に、易しい図書を選んで教科書として使用することとなります。</p> <p>別の資料で、「選定内容等について」という資料がありますが、本日はこの選定された教科書について、教育委員会で採択していただく場となります。特別支援学級で使用する図書については、毎年採択替えのものとなります。その内容につきましても本日この場で採択をお願いしたいと思っております。今後の予定ですが、中学校については、今年度採択されたものを以後4年間使用することとなります。小学校については昨年度採択され</p>

	<p>たものを今年含めて4年間使用することになっています。続いて、資料裏面ですが、採択方式を図説でまとめております。県教育委員会でも採択するものでありますが、県直轄の県立の学校がございますが、ここでは県が採択した教科書を使用することになっております。県では教科用図書選定審議会がありそこで調査員会、調査員がおり採択しているところであります。本市が関係するところとしましては、資料の右側の太枠のところ、中段に第1採択地区教科用図書選定協議会という組織があり、こちらは県北地区の4市、北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市で共同開催しているものであります。教育委員等を含め調査委員で構成された調査部会があり、各教科書の内容について調査研究していただいたところであります。本日は市教育委員会による採択となります。第1採択地区教科用図書選定協議会で選ばれた教科書を本日展示してございます。手前に小学校、奥に中学校、これらの教科書が選定されておりますので、それぞれ見ていただいて採択していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、その次にある資料は、茨城県高等学校教職員組合から市教育委員会教育長あてに届いた教科書採択に関する要請書であります。あわせて、日本出版労働組合連合会より教育委員会に届けられた要望書であります。このような要望の趣旨も踏まえて、教科書の採択についてお願いしたいと思っております。</p> <p>また、資料の15ページにありますように、に「採択の時期」と記載があります。採択は8月31日までに行わなければならないとされており、それまでは採択に係るものは非公開扱いとなります。9月1日からは採択結果がホームページ等で公開されることとなります。本日の資料につきましても、取扱注意のほどよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>小学校、中学校、特別支援学級と3つありますが、まず小学校ですが、これは継続採択のものです。何かご意見等がありますでしょうか？</p>
全委員	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>それでは、ないようですので、小学校用については継続採択といたしまして、次に9ページの採択替えということで新しく選定された中学校用の教科書であります。今回何か採択替えにあたって、これまでと変わった点などはありますでしょうか？</p>
指導主事	<p>出版社が2社ほど変わっております。書写と外国語においてです。</p>

委員長	皆様いかがでしょうか？選定委員さんにおいて十分検討をされて第1採択地区において選定された経過がございますが、この場ではいかがでしょうか？ご質問等がございますか？皆様、特別なようですので、採択ということでよろしいでしょうか？
全委員	異議なし。
委員長	<p>それでは、中学校につきましても、第1採択地区において選定された教科書を採択するものいたします。</p> <p>次に10ページですが、特別支援学級用図書の採択ですが、ご質問等いかがでしょうか？</p> <p>社会の一般図書については、教科書ではなくて一般図書を教科書として使用するということがよろしいですか？文部科学省の精査を通過してなくて大丈夫でしょうか？</p>
指導主事	はい。そのとおりです。大丈夫です。調査部会で調査・研究され選ばれたものであり、教科書として相応しいものという見解です。
委員長	それでは皆様、よろしいでしょうか？
全委員	異議なし。
委員長	それでは、小学校特別支援学級(知的障害)用教科用図書につきまして、第1採択地区において選定された教科書を採択するものいたします。最後になりますが、12ページになりますが、中学校特別支援学級(知的学級)用教科用図書につきまして、ご意見等いかがでしょうか？
委員長	書写ですが、中学校の場合、光村になっていますが、特別支援の方は光村と東書と並列されています。これはどのように読み取れば良いのでしょうか？
指導主事	書写のB型をご覧いただくと、東書となっておりますが、これは該当する学年が1年生の検下本ということで、ひとつ下の学年となりますと、小学6年生の教科書となります。小学校の書写は東書となっております。
委員長	2年生と3年生は光村ということですね。わかりました。
委員長	皆様いかがでしょうか？これにつきましても、採択ということでよろしいでしょうか？
全委員	異議なし。
委員長	<p>それでは、中学校特別支援学級(知的障害)用教科用図書につきましても採択いたします。先ほど説明がありましたが、8月31日までは非公開という取扱いとなっております。皆様のご協力をお願いします。</p> <p>以上で、議案第33号について議決させていただきました。</p> <p>その他に移りますが、事務局から何かありますでしょうか？</p>

教育総務課	<p>当面の予定について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月28日(金)午後1時30分 市役所大会議室(3階) 中学生海外派遣研修事業報告会 ・ 8月28日(金)午後3時00分 教育委員会会議室 教育委員会定例会(8月)
委員長	<p>その他ありますか？</p> <p>なければ、以上をもちまして、教育委員会定例会(7月)を閉会とします。ご苦労様でした。</p> <p>午後3時18分 閉会。(所要時間24分)</p>